

令和 7 年度答申第 1 号

答申書

令和 7 年 2 月 5 日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和 6 年度諮問第 3 号)について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 事案の概要

本件は、相模原市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人の運営する障害児通所支援事業者に係る指定を取り消す処分(以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて審査請求した事案である。

なお、事実関係は、「第 5 審査会の判断の理由」 1 (事実関係)に記載のとおりである。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、不正請求、虚偽報告及び不正手段を理由に本件処分を受けたが、本件処分には、聴聞内容が反映されていないだけでなく、福祉基盤課、中央高齢・障害者相談課及び高齢・障害者支援課の不備も重なった。

2 処分庁の主張

本件処分は、適法かつ正当な処分である。

第 4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和 7 年 2 月 5 日	審査庁から諮問書を受付
令和 7 年 2 月 2 5 日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和 7 年 3 月 1 3 日	調査審議

令和 7 年 3 月 1 4 日	処分庁に対する書面調査
令和 7 年 3 月 1 7 日	処分庁から回答書面を受付
令和 7 年 3 月 3 1 日	調査審議

第 5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

審査請求書、口頭意見陳述聴取結果記録書、聴聞調書等、審理員意見書及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、令和 2 年 2 月 1 4 日、処分庁に対し、障害児通所支援事業所に係る指定申請書を提出し、同年 3 月 1 日、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。)第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定による指定(以下「本件指定」という。)を受け、同日から、障害児通所支援事業所である〇(以下「本件事業所」という。)において、児童発達支援及び放課後等デイサービス(以下「1 単位目」という。)の提供を開始した。
- (2) 審査請求人は、放課後デイサービスの定員を増やすため、令和 3 年 2 月 2 6 日、処分庁に対し、本件指定の変更に係る指定変更申請書を提出し、同年 4 月 1 日から、1 単位目とは支援場所及び人員配置を分けて音楽療法(1 0 人定員)を行う放課後等デイサービス(以下「2 単位目」という。)の提供を開始した。

この 2 単位目について、審査請求人は、サービス提供時間帯を通じて児童指導員又は保育士を 2 人以上配置する必要がある(相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 1 号。以下「基準条例」という。)第 4 条及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号。以下「基準省令」という。)第 6 6 条第 1 項)、この人員配置基準を下回る場合には、障害児通所給付費等を所定単位数の 1 0 0 分の 7 0 に減額し請求しなければならなかった(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に要する基準(平成 2 4 年厚生労働省告示第 1 2 2 号。以下「通所報酬告示」という。)別表障害児通所給付費等単位数表及び厚生労働大臣が定める障害児の数の基

準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成24年厚生労働省告示第271号)第3号)。ところが、審査請求人は、令和5年9月及び同年10月、保育士の○氏が勤務していないのに勤務したように装い、同年9月分及び同年10月分の障害児通所給付費については、上記通所報酬告示等によれば1,910,154円の100分の70に当たる1,337,108円を請求額としなければならなかったところ、これに従った減算をせず、相模原市に対し、1,910,154円を請求し、受領した。

- (3) 審査請求人は、更に放課後等デイサービスの定員を増やすため、令和5年2月28日、処分庁に対し、本件指定の変更に係る指定変更申請書を提出し、同年4月1日から、1単位目及び2単位目とは支援場所及び人員配置を分けて就労や自立のための療育(10人定員)を行う放課後等デイサービス(以下「3単位目」という。)の提供を開始した。

ところが、3単位目に係る指定変更申請書に記載されていた児童発達支援管理責任者の○氏は、同申請時既に退職しており、保育士の○氏は採用されたものの勤務したことがなく、同申請は、児童発達支援管理責任者については1人以上、児童指導員又は保育士についてはサービス提供時間帯を通じて2人以上を必要とする人員配置基準(基準条例第4条及び基準省令第66条第1項)を満たしていなかった。

にもかかわらず、審査請求人は、このように不正の手段により3単位目に係る指定を受けたのち、令和5年4月から同年11月までの3単位目のサービス提供分に係る障害児通所給付費について、相模原市に対し、本来指定の変更が認められず請求できないはずの10,276,573円を請求し、受領した。

- (4) 処分庁は、本件事業所において、勤務実態のない者が従業者として配置されていること及び本件事業所の従業者が放課後等デイサービスの利用児童の胸や太ももを触る行為をした疑いがあり、かつ、これを本件事業所の管理者(以下「管理者」という。)が知っているにもかかわらず相模原市への通報をしていない旨の情報提供を受けた。
- (5) 処分庁は、令和5年11月29日、本件事業所を対象とする法第57条の3の2第1項に基づく立入調査を実施し、その際、処分庁は、(4)の情報提

供によれば勤務実態がないと疑われる従業者らの出勤簿を確認した。

(6) 処分庁は、令和5年12月14日、本件事業所を対象とする法第21条の5の22第1項に基づく立入調査を実施し、その際、管理者及びその他の従業者からの聴き取りを行った。この聴き取りにおいて管理者は、(4)の情報提供によれば勤務実態がないと疑われる従業者らについて、本件事業所の3単位目に係る同年2月28日の変更申請時に児童発達支援管理責任者として配置されていた○氏は同日既に退職していたこと、同日の変更申請時に保育士として配置されていた○氏は同年4月末に退職したこと、同日の変更申請時に保育士として配置されていた○氏は採用したが勤務していないこと及び処分庁が同年11月29日に実施した法第57条の3の2第1項の規定に基づく立入調査の際に確認した出勤簿は審査請求人により改ざんされたものであることを認めた。また、管理者は、同年12月14日、本件事業所の従業者が放課後等デイサービスの利用児童の胸や太ももを触る行為をした疑いがあることは知っていたが証拠がはっきりしないので相模原市への通報はできなかった旨を述べた。

(7) 処分庁は、令和5年12月19日、管理者に対し、本件事業所の1単位目及び2単位目に係る令和3年4月から令和5年3月までの間の従業員の勤務実績及び同期間に各単位を利用した児童が分かる書類の提出を依頼し、これを令和6年1月9日に受領した。

(8) 処分庁は、令和6年1月26日、管理者に対し、令和5年4月から同年11月までの間に本件事業所の2単位目に配置されていた従業員の勤務実績及び同期間に2単位目を利用した児童が分かる書類の提出を依頼し、これを令和6年2月1日に受領した。

(9) 処分庁は、令和6年2月22日、審査請求人に対し、監査実施結果通知書及び聴聞期日を同年3月8日とする聴聞通知書を手交した。

(10) 処分庁は、(9)の監査実施結果通知書別紙改善指示事項及び聴聞通知書に記載した不正請求額について誤った金額を記載していたことから、令和6年2月28日、このことを審査請求人に説明し、金額を修正した改善指示事項及び聴聞通知書との差し替えを依頼した。さらに処分庁は、(9)及び本項の聴聞通知書に記載した処分の根拠法令の条文の号を誤って記載していたことから、令和6年3月6日、審査請求人に対し、電話でその旨を説明し、

聴聞期日の変更希望があるか尋ねたところ、審査請求人は、後日返答する旨を回答した。

- (1 1) 処分庁は、令和 6 年 3 月 7 日、上記聴聞通知書に記載した処分の根拠法令の条文の号を訂正する訂正通知を管理者に手交しようとしたところ、管理者が受け取らなかったため、これを法人所在地の郵便受けに投函した。
- (1 2) 審査請求人は、令和 6 年 3 月 8 日、処分庁に対し電話で、聴聞期日については同月 2 9 日を希望する旨を連絡した。これを受けて処分庁は、審査請求人に対して、聴聞期日を同月 2 9 日とする聴聞通知書を郵送し、処分庁は、令和 6 年 3 月 2 9 日、行政手続法(平成 5 年法律第 8 8 号)第 1 3 条第 1 項第 1 号イに基づき、聴聞を行った。
- (1 3) 処分庁は、令和 6 年 5 月 8 日、聴聞調書及び聴聞に係る報告書において付された意見に対する確認結果をまとめ、同月 3 0 日、本件処分を行い、同日、審査請求人に対し、本件処分に係る通知書を郵送した。
- (1 4) 審査請求人は、令和 6 年 6 月 2 2 日、本件処分の取消しを求めて審査請求書を提出し、令和 6 年 7 月 1 2 日に受理された。
- (1 5) 処分庁は、審理員に対し、令和 6 年 9 月 6 日、同日付け弁明書を提出した。
- (1 6) 審理員は、審査請求人に対し、令和 6 年 9 月 1 8 日、同日付け「弁明書の送付及び反論書等の提出について」と題する書面及び上記弁明書(副本)を送付し、弁明書に対する反論書等を提出する場合には、「令和 6 年 1 0 月 1 8 日までに提出してください」と伝えた。
- (1 7) 審査請求人は、令和 6 年 1 0 月 1 8 日、審理員に対し、同日付けの口頭意見陳述申立書及び写真 2 点を提出したが、反論書の提出はなされなかった。
- (1 8) 令和 6 年 1 1 月 2 2 日、相模原市役所で行われた口頭意見陳述において、審査請求人の代表者は以下のとおり陳述した。

ア 処分庁の主張する事実のうち、弁明書 5 頁(2)「ア 不正の手段により指定を受けたことについて」、「イ 虚偽の報告について」及び「ウ 不正請求について」については争わない。

イ 弁明書 7 頁(2)「エ 法律違反について」については争う。管理者から相模原市児童相談所の職員に当該虐待の疑いにつき話をしたことがある。

ウ 本件処分の通知日から指定取消日までの猶予期間が 2 ヶ月しかなかった

た点、聴聞 2 日前になり、処分庁から聴聞通知書に誤記があったとしてその差し替えを迫られ、管理者がこれを拒否したところ、処分庁の職員が、管理者に当該通知書を渡す場面をデジタルカメラで盗撮しようとした点、処分庁から本件事業所の複数の利用者に対し本件処分前に本件処分についての情報漏洩があった点及び本件処分通知前に、審査請求人に対し、本件処分の内容についての事前説明がなされなかった点は、いずれも不当である。

エ 本件で問題とされている不正受給は、審査請求人以外の事業者も行っているのに、審査請求人だけが指定取消しとなったのは不公平である。

2 審査会の判断

(1) 当事者間に争いのない事実

審査請求人の代表者が、不正の手段により指定を受けたこと(法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号)、虚偽の報告をしたこと(同項第 7 号)及び不正請求をしたこと(同項第 6 号)。

(2) 本件審査請求の争点

ア 争点 1

審査請求人には、指定取消原因となる法令違反(法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号。以下「虐待防止法」という。)第 16 条第 1 項)があるか。

イ 争点 2

本件処分には、取消原因となる手続的瑕疵があるか。

(3) 争点についての判断

ア 争点 1 について

(ア) 法令の規定

法第 21 条の 5 の 24 第 1 項は、「都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる」とし、同項第 10 号において、「前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で

定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき」と規定している。

また、虐待防止法第16条第1項は、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と規定している。

(イ) 本件事案について

上記「1 事実関係」(6)で述べたところから、管理者は、令和5年12月14日、処分庁に対し、本件事業所の従業者が本件事業所の利用児童の胸や太ももを触る行為をした疑いがあることを審査請求人の代表者及び管理者が把握していたが、証拠がはっきりしないので相模原市への通報ができなかったこと(虐待防止法第16条第1項)を認めており、審査請求人及び管理者は、本件事業所の従業者が本件事業所の利用児童の胸や太ももを触る行為をした疑いがあることを知っていたにもかかわらず、相模原市への通報をしなかったと認められる。

したがって、審査請求人は、上記通報義務を定めた上記法律の規定に違反したと認められる。

イ 争点2について

(ア) 法令の規定

行政手続法第12条第1項は、「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない」と規定する。また同条第2項は、「行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない」と規定する。

同法第13条第1項は、「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない」とし、同項第1号イで、「許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときは聴聞をしなければならない」と規定している。

さらに同法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなけれ

ばならない」と規定する。

(イ) 本件事案について

上記「1 事実関係」(9)から(12)までで述べたとおり、処分庁は、本件処分を行うに当たって、上記法律の規定に従って聴聞の手続を行っていることが認められる。

他方、本件処分を行うに当たっては、審査請求人が「不正請求」及び「不正の手段による指定」を認めていることから、弁明書別紙4に添付された「処分基準の考え方の例」2頁図表9：基本となる処分の態様において、これらの違反がいずれも「C級」に該当することから、乙第15号証「1 基本となる処分等の態様・期間」記載のとおりとなる。

その上で、「処分基準の考え方の例」4頁「3 基本的な考え方」(1)③によると、処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる処分の期間については、3月となるため、「C級－2号(指定の全部効力停止3月)」に加重・軽減を加えることになる。

次に、上記「基本となる処分等態様・期間」に対し、「処分基準の考え方の例」11頁から13頁までに記載の個別事情による加重・軽減を行うことから、乙第15号証「2 個別事情による加重・軽減」において、各処分事由の「内容」欄に対応する「程度」欄の区分のうち、いずれに該当するかを判断し、「加重・軽減」を決定することとしている。

こうして算出した各処分事由ごとに加重・軽減欄を合計すると、「不正請求」事由については「計：態様＋1級、期間＋2月」、「不正の手段による指定」事由については「計：態様＋2級、期間＋2月」となる。これらの程度を乙第15号証「【参考】行政処分の程度区分（態様）」の表に加算すると、いずれの事由においてもD級(指定取消)となる。

よって、処分庁が行った本件処分は、上記の基準に準拠した適法なものであったと認定できる。

以上から、本件では、本件処分の取消原因となるべき手続的瑕疵は認められない。

3 審理員の手続の適正性

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 審査庁の裁決についての考え方について

審査庁は、本件審査請求は棄却するべきであるとし、その理由を審理員意見書の「第2 意見の理由」のとおりとしている。

当審査会は、審理員意見書の「第2 意見の理由」をそのまま援用するものではないが、審査庁の考え方は、結論において本答申と同旨である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 付言

本件では、聴聞通知書において、不正請求の金額の誤記、処分の根拠となる条文の号の誤記などの事務上の過誤が認められる。これらの事務処理上の過誤は、もとより本件処分の取消原因となる手続的瑕疵に当たるものではないとしても、それが現に審査請求人の不服の原因の一部となったことを考えると、このような過誤でも行政に対する市民の信頼を傷つける原因になりかねない。本件処分に関わった職員だけでなく、相模原市の行政に携わるすべての職員が細心の注意を払って職務執行に臨まれることを望みたい。

以 上